官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通七九八）　一
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同七九九）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　四四

その他告示

○国土交通省告示第七百九十八号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百三条第六項及び第二百九条の二第二項の規定に基づき、空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示及び航空情報を提供する場所等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月七日

国土交通大臣　中野　洋昌